

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

行田市は、国民年金に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

埼玉県行田市長

公表日

令和7年12月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>国民年金法に基づく、各種申請、届出にともなう受付等の法定受託事務を行う。特定個人情報ファイルは、行政手続における特定個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の場合に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none">①国民年金被保険者の資格の得喪に関すること。②保険料の免除申請及び各種年金給付請求に関すること。③老齢福祉年金に関すること。④日本年金機構への所得等情報提供に関すること。⑤年金相談に関すること。
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">・国民年金システム・団体内宛名システム・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法 第9条第1項、別表46、116、128の各項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2、第59条、第68条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2番5号 行田市総務部総務課 電話 048-556-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2番5号 行田市健康福祉部健康課 電話 048-556-1111(代表)
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 [1万人以上10万人未満]
いつ時点の計数か	令和7年11月20日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 [500人未満]
いつ時点の計数か	令和7年11月20日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし [発生なし]

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚等に保管することを徹底する

9. 監査

実施の有無 [] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 [] 十分に行っている [] 十分に行っている [] 十分に行っていない

<選択肢>
1) 特に力を入れて行っている
2) 十分に行っている
3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/>] 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/>] 十分である [<input type="checkbox"/>] 十分である [<input type="checkbox"/>] 課題が残されている
判断の根拠	行田市情報セキュリティ基本方針及び行田市情報セキュリティ対策基準を順守している。特定個人情報の記載のある書類については、執務室外に持ち出さないことや保管場所の固定、施錠等管理徹底していることから、特定個人情報の漏えい、滅失、毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2015/8/1 2015/8/1	2017/4/1 2017/4/1	事後 事後	
平成29年6月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2017/4/1 2017/4/1	2018/4/1 2018/4/1	事後 事後	
平成30年9月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2017/4/1 2017/4/1	2018/4/1 2018/4/1	事後 事後	
平成30年9月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2017/4/1 2017/4/1	2018/4/1 2018/4/1	事後 事後	
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2018/4/1 2018/4/1	2019/4/1 2019/4/1	事後 事後	
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2018/4/1 2018/4/1	2019/4/1 2019/4/1	事後 事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策				様式変更に伴い新規記載
令和2年6月15日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2番5号	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2番5号	事後	機構改革に伴う変更
令和2年6月15日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止 II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2019/4/1 2019/4/1	2020/4/1 2020/4/1	事後 事後	
令和2年6月15日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止 II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2019/4/1 2019/4/1	2020/4/1 2020/4/1	事後 事後	
令和2年12月7日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2番5号	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2番5号	事後	
令和2年12月7日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2番5号	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2番5号	事後	
令和2年12月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2020/4/1 2020/4/1	2020/10/1 2020/10/1	事後 事後	
令和2年12月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2020/4/1 2020/4/1	2020/10/1 2020/10/1	事後 事後	
令和3年12月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2020/10/1 2020/10/1	2021/11/1 2021/11/1	事後 事後	
令和3年12月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2020/10/1 2020/10/1	2021/11/1 2021/11/1	事後 事後	
令和4年12月23日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2021/11/1 2021/11/1	2022/11/1 2022/11/1	事後 事後	
令和4年12月23日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2021/11/1 2021/11/1	2022/11/1 2022/11/1	事後 事後	
令和6年9月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 II しきい値判断項目 1. 対象人数 II しきい値判断項目 2. 取扱者数	健康福祉部保険年金課	健康福祉部健康課	事後	機構改革に伴う変更
令和6年9月12日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの II しきい値判断項目 1. 対象人数 II しきい値判断項目 2. 取扱者数	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2番5号	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2番5号	事後	機構改革に伴う変更
令和6年9月12日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 II しきい値判断項目 2. 取扱者数	2022/11/1 2022/11/1	2024/9/12 2024/9/12	事後 事後	
令和6年9月12日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 II しきい値判断項目 2. 取扱者数	2022/11/1 2022/11/1	2024/9/12 2024/9/12	事後 事後	
令和6年9月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	番号法第9条第1項 別表第1の31の項、83の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定	2024/9/12 2024/9/12	事後	
令和7年12月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2024/9/12 2024/9/12	2025/11/20 2025/11/20	事後 事後	
令和7年12月17日	IV リスク対策		8.人手を介在させる作業、11.最も優先度が高い と考えられる対策の追記	事後	様式変更に伴い新規記載